

京都府災害対策航空運用調整マニュアル

平成 3 1 年 4 月

京都府危機管理部災害対策課

目 次

- 1 総則
- 2 航空運用調整班の設置・運営
- 3 ヘリコプターの活動基盤の設定
- 4 ヘリコプターの派遣要請・運用調整・出動要請
- 5 ヘリコプターの活動現況把握及び活動記録
- 6 安全運航対策
- 7 その他

1 総則

(1) 目的

このマニュアルは、京都府内で大規模な災害が発生し、京都府地域防災計画に基づき、京都府災害対策本部が設置され、複数の機関のヘリコプターが災害対策活動に従事する必要がある場合の、航空運用調整班等におけるヘリコプターの運用調整に係る手順及び要領を定め、各機関のヘリコプターの活動を迅速・効果的かつ安全にすることを目的とする。

(2) ヘリコプターによる災害対策活動

災害対策活動に従事するヘリコプターが行う活動は、おおむね次のとおりとする。

- ア 情報収集活動
- イ 消火活動
- ウ 救助活動
- エ 救急活動
- オ 人員輸送
- カ 物資輸送
- キ 広報活動
- ク その他ヘリコプターにより対応すべき活動

(3) 用語の定義

ア 大規模災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象による多数の人的・物的被害が発生した災害又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他大規模な事故をいう。

イ 参画機関

京都府航空運用調整会議の構成機関をいう。

ウ 消防応援活動調整本部

被災地での緊急消防援助隊等の活動の総合調整を円滑に実施するため、知事が災害対策本部に近接した場所に設置する調整組織をいう。

ウ ヘリベース

災害の終始を通じて、応援ヘリコプターの駐機、離着陸統制、給油、装備品の補給・整備及び操縦手等の宿泊が可能な拠点をいう。

エ フォワードベース

被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく飛行活動を効率的かつ安全に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備品・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。

オ 局地情報提供所

京都府広域防災活動拠点である山城総合運動公園又は丹波自然運動公園に設定し、自衛隊の野外管制部隊を配置して、一定の空域におけるヘリコプターに対する気象情報、他機に対する交通情報、離着陸に関する助言等の局地情報を提供する施設・設備をいう。

カ 参画ヘリコプター

参画機関が運用調整できるヘリコプターをいう。

キ 調整ヘリコプター

参画ヘリコプターのうち、京都府の調整に応じて府内の災害対策活動に従事するヘリコプターをいう。

ク 小型・中型・大型ヘリコプター

それぞれ離陸最大重量4 t未満、4 t以上8 t未満、8 t以上のヘリコプターをいう。

2 航空運用調整班の設置・運営

(1) 設置要件及び手続き

京都府内で大規模災害等が発生し、多数の航空機が応急対策活動等に従事する必要がある場合に、航空機の安全かつ効率的な運用調整を行うため、京都府災害対策本部長（以下「本部長」という。）の指示により、京都府災害対策本部調整部（事務局）に航空運用調整班を設置するものとする。

(2) 航空運用調整班の編成

航空運用調整班は、別紙第1「京都府航空運用調整会議参画機関」に示す機関から参集した要員等（以下、「航空運用調整班員」という。）で構成するものとする。

(3) 航空運用調整班長

航空運用調整班長は、京都府災害対策課担当課長をもって充てる。

(4) 航空運用調整班員の派遣要請及び参集

航空運用調整班長は、航空運用調整班を設置した場合には、参画機関に対して航空運用調整班設置の旨を通知するとともに、航空運用調整班員の派遣を要請するものとする。

参画機関は、自らの活動に支障を生じない範囲において職員を派遣するものとし、京都府災害対策本部に参集するものとするとともに、各参画機関の了解を得た上で次の情報を可能な範囲で収集し、航空運用調整班で共有するものとする。

ア 参画機関が収集した災害情報及び映像

イ 参画機関がすでに実施した又は実施する予定の活動及び飛行計画

ウ ヘリコプターの性能・整備情報及び整備までの飛行残時間情報

エ ヘリコプターの航空燃料給油計画

オ ヘリコプターの使用予定駐機場所及び場外離着陸場

カ その他必要な事項

職員の派遣が困難な参画機関においては、当該機関の災害対策本部等との間で情報共有や所要の調整が実施できるよう航空運用調整班との連絡手段を確保する。

(5) 航空運用調整班の業務

ア 災害対策本部、消防応援活動調整本部、DMAT 調整本部及び関係機関との連絡調整

イ 派遣要請の受付及び参画機関への任務の分担調整・出動要請

ウ 参画ヘリコプターの活動状況の把握及び調整ヘリコプターの活動記録の作成

エ ヘリコプターの活動基盤に関する調整

オ ヘリコプターの活動に必要な気象情報の収集・提供

カ ヘリコプターの安全運航対策に関する調整

キ その他必要な業務

(6) 閉所要件及び手続き

航空運用調整班長は、災害の推移等により、ヘリコプターによる災害対策活動等の調整

の必要が生じないと判断した場合には、京都府災害対策本部調整部長（以下、「調整部長」という。）を通じて本部長に航空運用調整班の閉所の承認を受け、閉所する。この際、各参画機関に閉所の旨を連絡する。

3 ヘリコプターの活動基盤の設定

(1) ヘリベースの設定

他府県消防機関又は他府県警察本部のそれぞれ2機以下のヘリコプターが京都府に派遣された場合は、京都消防ヘリポート又は京都府警察航空基地をそれぞれの機関のヘリベースとする。それぞれ3機以上の派遣を受けた場合及び自衛隊を除く機関のヘリコプターの派遣を受けた場合は、京都府立山城総合運動公園又は京都府立丹波自然運動公園を京都府ヘリベースとする。いずれにするかは、被災状況並びにヘリコプターによる各種活動及び地上支援活動の容易性を考慮した上で、航空運用調整班長の具申に基づき調整部長が決定する。自衛隊機は、努めて京都府内の陸上自衛隊各駐屯地（福知山、桂、大久保、宇治、祝園）及び演習場（長池、長田野）並びに海上自衛隊舞鶴基地をヘリベースとする。海上保安庁機は、努めてヘリコプター搭載型巡視船、舞鶴航空支援センター及び関西空港（第五管区海上保安本部航空基地）をヘリベースとする。

(2) 京都府ヘリベースにおける受入体制

ア 山城総合運動公園

(ア) 受入体制の概要

a 駐機場（機数は中型機を対象）

球技場B（最大4機）、陸上競技場（最大4機）、（必要に応じ、第2競技場（2機、要散水）、第1野球場（最大3機）、第2野球場（最大2機）、第3・4野球場（最大4機）を調整）

b 宿泊場所

必要に応じ体育館等への宿泊を調整する。

(イ) 運営

a 航空運用調整班をもって、使用機関への駐機場配分を調整する。

b ヘリベース使用各機関をもって、補給活動等を実施する。

(ウ) 別紙第2「山城総合運動公園ヘリベース配置図」

イ 丹波自然運動公園

(ア) 受入体制の概要

a 駐機場（機数は中型機を対象）

陸上競技場（最大4機）、補助競技場（最大6機、要散水）

b 宿泊場所

必要に応じ京都トレーニングセンター等への宿泊を調整する。

(イ) 運営

a 航空運用調整班をもって、使用機関への駐機場配分を調整する。

b ヘリベース使用各機関をもって、補給活動等を実施する。

(ウ) 別紙第3「丹波自然運動公園ヘリベース配置図」

(3) 京都府フォワードベースの設定

ヘリコプターの活動地域がヘリベースから離隔しており、効率的な活動に支障を来す場

合、調整部長は、航空運用調整班長の具申に基づき、京都舞鶴港（西港）又は京都御苑にフォワードベースの設定を指示する。航空運用調整班長は、京都舞鶴港（西港）の運用に当たっては、第八管区海上保安本部に、京都御苑の運用に当たっては、京都御苑等管理機関にヘリコプター運用予定を事前に連絡し調整する。

(4) フォワードベースにおける受入体制

ア 京都舞鶴港（西港）

(ア) 受入体制の概要

第3埠頭（最大中型4機）

(イ) 運営

- a 航空運用調整班をもって、使用機関への駐機場配分を調整する。
- b ヘリベース使用各機関をもって、補給活動等を実施する。

(ウ) 別紙第4「京都舞鶴港（西港）フォワードベース配置図」

イ 京都御苑

(ア) 受入体制の概要

富小路グラウンド（最大中型2機、要散水）

(イ) 運営

- a 航空運用調整班をもって、使用機関への駐機場配分を調整する。
- b ヘリベース使用各機関をもって、補給活動等を実施する。

(ウ) 別紙第5「京都御苑フォワードベース配置図」

(5) 航空燃料の確保及び給油

ア 消防機関

給油は、原則として、京都消防ヘリポートの給油施設を活用し、航空燃料の調達は、消防応援活動調整本部が航空燃料取扱業者に対し、ヘリコプターの活動に必要な燃料補給を依頼する。

ヘリベースが京都消防ヘリポート以外に設置された場合及びフォワードベースが設置された場合で燃料補給が必要な場合は、消防応援活動調整本部が航空運用調整班と協議の上、航空燃料取扱業者に対し、ドラム缶による調達を調整する。当該ヘリベース等へのドラム缶の搬入・設置に関する調整は、航空運用調整班をもって実施する。

航空燃料取扱業者から航空燃料が調達できない場合においては、府災害対策本部が資源エネルギー庁「緊急要請対応システム」により、政府災害対策本部に対して燃料供給を要請する。

イ 警察機関

給油は、原則として、京都府警察航空基地の給油施設を活用し、航空燃料の調達は、京都府警察本部が航空燃料取扱業者に対し、ヘリコプターの活動に必要な燃料補給を依頼する。

ヘリベースが京都府警察航空基地以外に設置された場合及びフォワードベースが設置された場合で燃料補給が必要な場合は、京都府警察本部が航空運用調整班と協議の上、航空燃料取扱業者に対し、ドラム缶による調達を調整する。当該ヘリベース等へのドラム缶の搬入・設置に関する調整は、航空運用調整班をもって実施する。

航空燃料取扱業者から航空燃料が調達できない場合においては、府災害対策本部が資

源エネルギー庁「緊急要請対応システム」により、政府災害対策本部に対して燃料供給を要請する。

ウ その他の機関

原則として、各機関毎行うものとする。

(6) 航空管制・離着陸規定

ア 航空管制

いずれかの京都府ヘリベースに多数のヘリコプターが離着陸する場合、陸上自衛隊に野外管制部隊の派遣を要請し、航空用無線機及び管制レーダー等による飛行援助通信等の支援を受け、局地情報提供所を開設する。

陸上自衛隊野外管制部隊の支援が得られない場合、ウ項の離着陸規定に従い待機中のヘリコプターとの相互の通信により順次離着陸する。

イ 局地情報提供所

(7) 陸上自衛隊野外管制部隊の支援を受ける場合、当該支援を受ける京都府ヘリベースに局地情報提供所を開設する。

(イ) 局地航空情報として提供する航空交通情報等

気象情報、他機に関する交通情報、離着陸に関する助言等とする。

(ウ) 局地航空情報の提供範囲は、局地情報提供所の無線通達距離、被災状況、ヘリコプター等活動状況に応じ、航空運用調整班で調整する。

(エ) 航空運用調整班長は、局地情報提供所を開設する場合、参画機関にその旨を連絡する。

ウ 離着陸規定

(7) ヘリコプターが陸上の通信所等との間で使用する周波数

1 2 3 . 4 5 MHz

(イ) ヘリコプター相互の連絡に使用する周波数

1 2 2 . 6 MHz

(ウ) 京都府ヘリベースに陸上自衛隊野外管制部隊の派遣が得られた場合の京都府ヘリベースの呼び名

a 山城総合運動公園：「ヤマシロ・フライトサービス」

b 丹波自然運動公園：「タンバ・フライトサービス」

4 ヘリコプターの派遣要請・運用調整・出動要請

(1) 参画機関へのヘリコプター派遣要請

航空運用調整班長は、調整部長の承認を受けた後、各参画機関の定める手続きに基づき、京都府へのヘリコプターの派遣要請を行う。

(2) 調整ヘリコプターの把握

ア 京都府への派遣要請を受理した参画機関は、派遣する航空部隊に関する情報を別紙第6「参画機関調整ヘリコプター情報提供FAX」により航空運用調整班に報告する。

イ 航空運用調整班長は、参画機関から報告された派遣航空部隊（機）に関する情報に基づき、別紙第7「調整ヘリコプター一覧表」を作成し、調整ヘリコプターの状況を明らかにしておくものとする。

(3) 府災害対策本部におけるヘリコプター運用ニーズの把握

府災害対策本部情報班、対策班及びDMA T調整本部ドクヘリ調整班等は、ヘリコプター運用ニーズが生じた場合、その都度別紙第8「事案受付・出動要請及び結果報告書」をもって運用ニーズを航空運用調整班に提出するものとする。

(4) 市町村等によるヘリコプター派遣要請

被災市町村及び関係機関がドクターヘリ以外のヘリコプターの派遣要請を行う場合は、別紙第8「事案受付・出動要請及び結果報告書」により、電子メール又はFAXにより京都府災害対策本部に対し要請するものとする。事態が急迫してこれらの手段によることができない場合は、口頭又は電話によることができる。この場合においては、事後速やかに文書を提出するものとする。

ドクターヘリの派遣要請については、医療機関から府DMA T調整本部に対して行われた場合、府DMA T調整本部で対応し、府DMA T調整本部はその旨を航空運用調整班に通報する。市町村等から航空運用調整班に対して行われた場合は、航空運用調整班から府DMA T調整本部に依頼する。

(5) ヘリコプター派遣要請等に基づく分担調整・出動要請

ア 航空運用調整班長は、府災害対策本部各班等のヘリコプター運用ニーズ及び市町村等のヘリコプター派遣要請に基づき、必要の都度ヘリコプター運用調整会議を開催し、全般の被災状況、ヘリコプター保有機関の状況、派遣の必要性・可能性・急迫度等を考慮し、要請内容の分担調整を行う。

イ 航空運用調整班長は、ヘリコプター運用調整会議結果に基づき、調整部長の承認を受けた後、参画機関の班員等を通じ、別紙第8「事案受付・出動要請及び結果報告書」により、各事案へのヘリコプターの出動要請を行う。各機体への任務付与は、各参画機関において行う。

ウ 航空運用調整班長は、発出したヘリコプター出動要請に基づき、別紙第9「事案管理一覧表」に記載・整理する。

(6) 各参画機関保有ヘリコプター運用上の基本情報

別紙第10「各参画機関保有ヘリコプター運用上の基本情報」

(7) ヘリコプター運用調整構想

ア 全般

ヘリコプターの運用調整に当たっては、航空運用調整班において参画機関の調整ヘリコプターの運用を一元的に調整する。この際、気象状況、災害の状況、各参画機関及び保有航空機の特長、運用ニーズ等の内容を考慮し、効率的かつ安全な運用を行えるよう留意する。

イ 発災初期の運用調整

全般の被災状況の把握を重視して運用調整を実施する。このため、被災が見込まれながらその状況が不明な地域に留意しつつ、各参画機関の特長（出動可能機数、発進基地の位置、調整ヘリコプターの特長等）を考慮して、活動地域の分担について調整する。この際、府災害対策本部において、調整ヘリコプター等からの映像を積極的に活用し、以下に掲げるものについて重点的に情報収集を実施する。

- ・ 建物の倒壊、火災等発生の有無及び被害状況

- ・道路、鉄道、河川、橋、港湾等の状況
- ・津波発生の有無及び被害状況（府北部における地震の場合）
- ・上記において、特に被害甚大な地域

ウ 発災初期以降の運用調整

人命救助を重視して運用調整を実施する。このため、まず、人命に係る各運用ニーズ等の緊急度を考慮して対応の優先順を調整し、次いで、それぞれの運用ニーズに適する参画機関を考慮して役割分担について調整する。この際、ヘリコプターの着陸を要する場合、速やかな飛行場外離着陸場の選定・調整に着意する。

緊急を要する人命救助に係る運用ニーズに対応したのちは、孤立地域の被災者救援、救援物資の空輸等被災者の生活支援に係る運用ニーズへの対応に逐次移行する。この際、役割分担の調整に当たっては、使用可能な飛行場外離着陸場、各参画機関の調整ヘリコプターの特性等を考慮し、効率的な救援活動が行えるよう着意する。

5 ヘリコプターの活動現況把握及び活動記録

(1) ヘリコプターの活動現況把握

各参画機関は、ヘリコプターの応急対策活動等に関する情報の共有化を図るため、別紙第11「調整ヘリコプター運航予定（実績）表」をホワイトボードに掲示して随時活動状況を明らかにしておくとともに、各部隊（機）の活動終了後速やかに別紙第8「事案受付・出動要請及び結果報告書」を航空運用調整班に報告する。

(2) 活動記録の作成・報告

航空運用調整班長は、(1)の報告等に基づき、別紙第12「活動日誌」を各日作成するとともに、各参画機関に提供する。

6 安全運航対策

(1) 航空情報（NOTAM）の発行要請

ア 限られた空域で多数のヘリコプターが活動する場合、調整ヘリコプター及び近傍を飛行する航空機の安全に配慮し、国土交通省大阪空港事務所に対して航空情報の発行を求めめる。

イ 必要情報

- ・航空情報を発する期間・時間
- ・理由
- ・救助活動を行っている機体数
- ・飛行自粛を求めたい空域、高度

ウ 依頼先

国土交通省大阪空港事務所運航情報課（06-6843-1127）を通じ、国土交通省航空局航空情報センター

エ 依頼要領

大阪空港事務所運航情報課に電話をもって航空情報発行要請を行いたい旨連絡し、指示に従いメール等をもって細部必要事項を通知する。

(2) 報道ヘリコプター等の状況把握及び注意喚起

ア 報道ヘリコプターの飛行が、救助活動等に支障を来す（おそれがある）場合、府災害対策本部広報班を通じ、府政記者クラブ加盟社に対して注意喚起又は飛行自粛要請を行

う。

イ 記載例

別紙第13「報道ヘリコプターによる取材に際する要請について（依頼）」

(3) 無人航空機の飛行調整

ア 無人航空機の飛行が、救助活動等に支障を来す（おそれがある）場合、無人航空機の飛行自粛について航空情報（NOTAM）をもって要請する。

イ 捜索・救助目的等のため無人航空機を飛行させようとする参画機関は、航空運用調整班を通じ調整する。

ウ 現地で飛行を企図するその他の機関については、参画機関の現地職員をもって調整する。

7 その他

(1) マニュアルの準用

京都府災害対策本部の設置に至らない災害が発生した場合であっても、危機管理監がヘリコプター等の運用を調整する必要があると判断した場合は、本計画を準用して対応するものとする。

(2) マニュアルの見直し

本計画は、参画機関等からの修正意見が提言された場合、航空運用調整会議において、必要に応じ見直しを行うものとする。

- 別紙第1 「京都府航空運用調整会議参画機関」
- 別紙第2 「山城総合運動公園ヘリベース配置図」
- 別紙第3 「丹波自然運動公園ヘリベース配置図」
- 別紙第4 「京都舞鶴港（西港）フォワードベース配置図」
- 別紙第5 「京都御苑フォワードベース配置図」
- 別紙第6 「参画機関調整ヘリコプター情報提供FAX」
- 別紙第7 「調整ヘリコプター一覧表」
- 別紙第8 「事案受付・出動要請及び結果報告書」
- 別紙第9 「事案管理一覧表」
- 別紙第10 「各機関保有ヘリコプター運用上の基本情報」
- 別紙第11 「調整ヘリコプター運航予定（実績）表」
- 別紙第12 「活動日誌」
- 別紙第13 「報道ヘリコプターによる取材に際する要請について（依頼）」（例）

京都府航空運用調整会議参画機関

機関等名	部署
京都府	危機管理部 災害対策課
	危機管理部 防災消防企画課
	健康福祉部 医療課
京都市消防局	警防部 消防救助課 消防航空隊
京都府警察本部	地域部 機動警ら課 航空隊
	警備部 警備第一課 危機管理対策室
陸上自衛隊第7普通科連隊	連隊本部 第3科
海上自衛隊舞鶴地方隊	舞鶴地方総監部 防衛部 第3幕僚室
海上保安庁第八管区海上保安本部	警備救難部 環境防災課
国土交通省近畿地方整備	防災室

山城総合運動公園ヘリベース配置図

別紙第2(第3条2項関係)



1



2

丹波自然運動公園ヘリベース配置図

別紙第2(第3条2項関係)



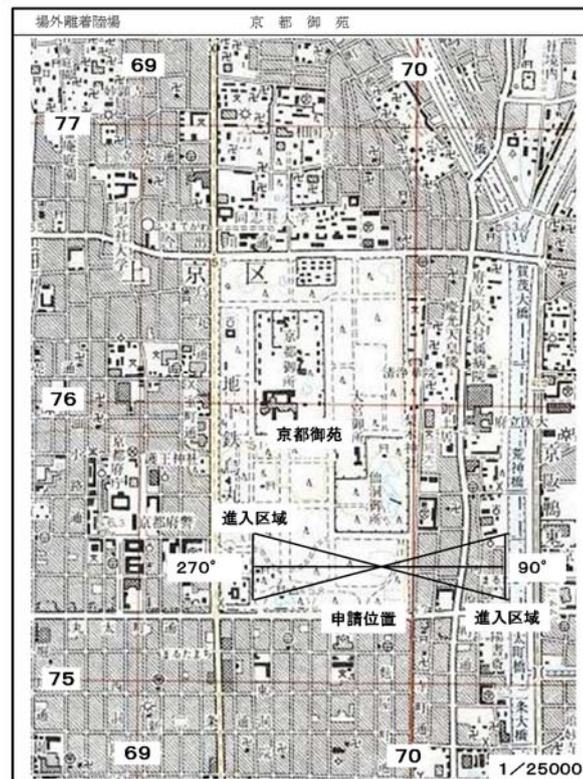
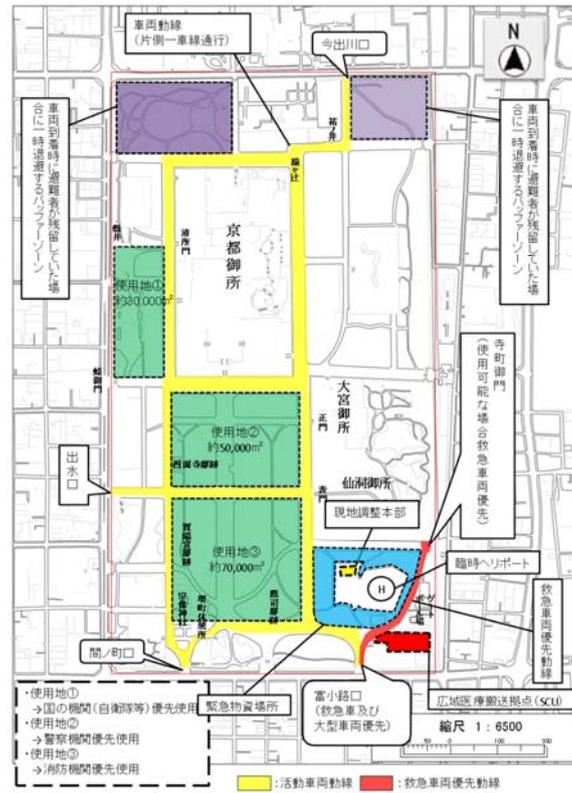
京都舞鶴港(西港)フォワードベース配置図

別紙第4(第3条4項関係)



京都御苑フォワードベース配置図

別紙第5(第4条第4項関係)



京都府災害対策本部航空運用調整班宛

FAX

サンプル

12月 2日 11時

参画機関調整ヘリコプター情報提供FAX

1. 航空隊名称	〇〇市消防航空隊			
2. 派遣航空機	機種	愛称	機体番号	
	ベル412EP	×××	JA〇〇〇	
3. 派遣機関代表者	職	氏名	携帯番号	
	航空隊長	〇〇 〇〇	090-〇〇〇〇 -〇〇〇〇	
4. 派遣人数	総数	操縦士	整備士	その他
	8	2	2	4 (指揮支援3、救助員1)
5. 出動予定	時間	場所	備考(経由地、進入ルート等)	
出発(予定)	11:15	〇〇市消防ヘリポート	△△~××	
到着(予定)	12:25	山城総合運動公園		
6. 装備	<input checked="" type="checkbox"/> 可視カメラ	<input type="checkbox"/> 赤外線カメラ)	
	<input type="checkbox"/> 高感度カメラ	<input checked="" type="checkbox"/> ヘリTV電送装置		
<input checked="" type="checkbox"/> ホイスト	<input type="checkbox"/> EMSキット			
<input type="checkbox"/> 消火タンク	<input type="checkbox"/> 消火バケツ			
<input type="checkbox"/> 照明装置	<input type="checkbox"/> 広報装置			
<input type="checkbox"/> その他(
7. 点検等までの飛行時間	40	時間	0	分

送信者

職・氏名 航空隊長 〇〇 〇〇

電話 〇××-×××-××××

FAX 〇××-×××-××××

事案受付・出動要請及び結果報告書

事案番号		受信日時	年	月	日	時	分	発信者		受信者		
発生場所 ／ 活動拠点	住居表示											
	経緯度 (世界測地系) Nコード	東経							北緯			
	名称											
	活動拠点											
	注意事項											
活動内容	救助 救急 火災 情報収集 人員搬送 物資搬送 その他 →()											

出動要請			機番		名称		隊長	
	要請時刻		要請者	→				

活動時間	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分										
救助／ 搬送人員											
活動概要	救助 救急 火災 情報収集 人員搬送 物資搬送 その他 →()										
	活動(搭乗)人員		救助(搬送)人員	計 人(男 人・女 人)							
(T/O)(L/D)	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
活動表											



事案受付・活動指示及び結果報告書

事案番号	0001	受信日時	年	月	日	時	分	発信者	〇〇市役所 〇〇	受信者	県災対 〇	
発生場所 活動拠点	住居表示	千代田区霞が関2-1-2										
	経緯度 (世界測地系)	東経	139°	45'	02"932	北緯	35°	40'	31"970			
	Nコード	6A, 4986			5487			-	2886			
	名称	合同庁舎2号館屋上										
	活動拠点	救出後は、北側警視庁ヘリポートへ移送のこと										
注意事項	総務省ヘリポート着陸可。霞が関フライトサービス135.234Mhz。 警視庁ヘリポートフライトサービス142.567Mhz											
活動内容	救助	救急	火災	情報収集	人員搬送	物資搬送	その他 → ()					
	発生場所建物(21/3)内5階で火災発生。逃げ遅れ10名程度が屋上へ避難中。P/U要有り											

出動要請	岡山県	航空隊	B412EP	機番	JA119H	名称	きび	隊長	貝原
	要請時刻	13:50	要請者	佐々木	→	貝原			

活動時間	2011年 3月 12日 13時 50分 ~ 2011年 3月 12日 15時20分										
救助/搬送人員	①35男②45男③34男④29女⑤41女計5人を警視庁ヘリポートへ救助。										
活動概要	救助	救急	火災	情報収集	人員搬送	物資搬送	その他 → ()				
	総務省ヘリポートからホイストにてP/U。警視庁ヘリポートへ移送。										
	活動(搭乗)人員	6人		救助(搬送)人員	計 5人(男 3人・女 2人)						
(T/O)(L/D)	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
活動表											

事案管理一覧表

事案番号	受信時刻	受信者	発信者		指示先		任務	活動内容		備考
			名称 氏名	連絡先	名称 氏名	連絡先				
20110311 0001	:									
20110311 0002	:									
20110311 0003	:									
20110311 0004	:									
20110311 0005	:									
20110311 0006	:									
20110311 0007	:									
20110311 0008	:									
20110311 0009	:									
20110311 0010	:									
20110311 0011	:									
20110311 0012	:									
20110311 0013	:									
20110311 0014	:									
20110311 0015	:									

※ 活動内容凡例 : R=救助、A=救急、F=火災、I=情報収集、T=人員搬送、C=物資搬送

各参画機関保有ヘリコプター運用上の基本情報

項目		京都市消防局	京都府警察	陸上自衛隊		海上自衛隊	第八管区海上保安本部	近畿地方整備局	ドクターヘリ
0 組織	① 担当部署	警防部消防救助課消防航空隊	地域部機動警ら課航空隊	調整窓口:第7普通科連隊第3科 実動部隊:第3飛行隊及び中部方面航空隊		調整窓口:舞鶴地方総監部第3 幕僚室 実動部隊:第23航空隊	警備救難部環境防災課	近畿地整企画部防災課	健康福祉部医療課 (関西広域連合で3機)
	② 構成人員	16名(隊長1、P8、M6、R1)	10名(隊長1(P兼務)、P5、M4、R1)					委託	12名(P4、M4、CS4)
1 基本情報	① 機種	AS365N3	A109E、BK117	UH-1J	CH-47	SH-60K	AW139×2、シコルスキー76D	Bell412EP	EC 135
	② 保有機数	2機	2機	3~4機(時期により変動)	1~2機(時期により変動)	2機以上(時期により変動)	3機	1機	3機(3府県ドクヘリ、大阪府ドクヘリ、京滋ドクヘリ)
	③ 離陸最大重量	4,300kg	3,000kg、3,350kg	4,763kg	22,680kg	10,900kg	6,400kg、6,800kg、5,400kg	5,398kg	2,910kg
	④ ペイロード	約350kg		1,800kg	約10,000kg	3,700kg		850kg	85kg(MAX搭乗時)
	⑤ 基本的役割	情報収集、消火、救急、救助	情報収集、救助、輸送	情報収集、消火、救助、輸送	消火、救助、輸送	情報収集、救助、輸送	情報収集、救助	情報収集	医師派遣による救命救急医療、施設間搬送
	⑥ 搭乗人員(クルー)	5名(P2、M2、R1)		2名(操縦士)	3名(操縦士・機上整備員)	4名(操縦士2名、航空士2名)	7名(救難士2名含む)	3名	4名(操縦士1名・整備士1名・医師1名・看護師1名) ※3府県ド
	⑦ クルー以外の搭載可能人員	約5名		11名	55名	8名(ソブイ・ソナー除外時)		8名	最大2名
	⑧ 搭載可能担架患者	1床		最大6床、運用上横向3床	最大24床	1床		0名	ストレッチャー搭載1名
	⑨ ヘリポート	京都消防HP(非公共用HP)(京都市伏見区横大路千両松町)	京都府警察航空基地(非公共用HP)(久世郡久御山町市田西親世)	八尾駐屯地(大阪府八尾市)	美保分屯地(鳥取県境港市)	舞鶴航空基地(舞鶴市長浜)	美保航空基地(鳥取県境港市)、巡視船だいせん搭載(舞鶴航空支援センター(舞鶴市長浜))	八尾空港(大阪府八尾市)	大阪大学病院(大阪府吹田市) 公立豊岡病院(兵庫県豊岡市) 済生会滋賀県病院(滋賀県栗東市) 八尾空港(大阪府八尾市) 神戸空港(兵庫県神戸市)
	⑩ 平時の管轄区域	京都市内	京都府内全域	中部方面航空隊:愛知県~四国含む山口県 第3飛行隊:近畿2府4県	愛知県~四国含む山口県	舞鶴航空基地から150NM圏内を基準とした、沿岸部及び内陸部	島根県~福井県沿岸及び沖合い内陸部も要請により対応	京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県、福井県	別紙の通り
	⑪ 航空機運用に係る根拠規定等	京都市消防局指令管制規程及び部隊運用要綱(局本部長の指令に基づく出動)	警察用航空機の運用に関する訓令	航空機の運航に関する訓令 陸上自衛隊航空機の運航実施に関する連		自衛隊の災害派遣に関する訓令及び連	部内規定等	訓令等	28.12.5「大規模災害時におけるドクターヘリの運用体制構築に係る指針について」各ドクターヘリ運航要領
	⑫ ヘリTVについて	ヘリ→比叡山受信アンテナ→局本部→府庁及各消防本部等。CHIは4つ、各消防ヘリは互換性あり。赤外(熱源が分かる)あり。ヘリサットあり。	ヘリ→比叡山・空山アンテナ→警察本部(府全域をカバー) CHIは4つ 赤外なし A109Eは夜間映像伝送可能 110番センターを通じ府庁に伝送可能(アナログのみ)	第3飛行隊:装備なし 中部方面航空隊:ヘリコプター映像伝送装置(近畿情報ネット経由)	装備なし	なし	ヘリ→携帯局(巡視船又は可搬型受信設備)→八本部 可視及び赤外線	ヘリサット(直接衛星経由) 近畿情報ネットを通じ府庁に伝送可能	なし
	⑬ 空中消火の可否及び装備	可能 ・機体装備タンク×1 ・機外吊下げバケツ×2	なし	可能 ・機外吊下げバケツ×4 (大阪府×2、奈良県×2) 使用する場合、京都府からいずれかの府県に要調整	可能 ・機外吊下げバケツ×2	装備なし カーゴスリングの機外吊下げ可能	なし	無し	なし
	⑭ 夜間活動能力	活動可能	活動可能	活動可能 (NVG又はFLIR使用)	活動可能 (NVG使用)	活動可能 (FLIR使用)	活動可能	夜間の活動を前提としない。	夜間の活動を前提としない。
2 府内発災時の体制について	① 府内で災害が発生した場合の初動対応(※)	市内震度5弱以上の場合は全員召集。市内情報収集飛行。その他災害の取決めは特になし。府内取決めは特になし。	発災後、速やかに航空機による被害情報の収集に努め、ヘリテレによる映像伝送を行う 近傍府県10機が情報収集し、それぞれの基地に帰投	震度5弱以上で呼集・情報収集 災害発生後1時間以内に離陸		部隊の判断により情報収集のため飛行(震度5強基準)	府内沿岸部に震度5強の地震が発生した場合、被害状況調査、海難救助等を目的に発動 着陸は実施しない	府内に震度6弱の地震が発生した場合、被害状況調査等を目的に飛行 着陸は実施しない	発災後、重傷傷病者数・搬送ニーズ等を判断し、関西広域連合(広域医療局)・厚生労働省に対してドクヘリ出動を要請
	② 応援・受援計画の有無と開示の可否(以下、計画あればその内容、なければどうすると見込まれるか。)	京都府緊急消防援助隊航空小隊受援計画	受援計画はなし 警察法60条に基づき各府県警察に援助要求する際は、警察庁に連絡し応援機を調整	京都府特定の計画は無し 中部方面隊及び第3師団としての災害派遣計画を保有(航空機の運用について記載)		京都府特定の計画は無し 舞鶴地方隊として災害派遣計画を保有(航空機の運用について記載)	特定の計画は無し	無し	関西広域連合「関西広域救急医療連携計画」
	③ 出動規模(機数)	(緊急消防援助隊出動の場合、全国で)1次出動最大10機、出動準備最大12機	警察庁、各府県警察に対し援助要求し、警察庁・各管区警察局により必要機、受け入れ体制等を考慮し調整	京都府のみの発災の場合、1~2機 (状況により、当時の可動機全機)		災害の状況により判断	災害の状況により判断	災害の規模に応じて近隣地整より応援	広域連合管内7機 以後、厚生労働省を通じて全国のドクターヘリを調整
	④ ヘリの集結地(HB)と駐機可能数	京都市消防HP(4機)、京都競馬場(10機)、山城(19機)	京都府警察航空基地(4機)	各駐屯地等(状況による)		舞鶴航空基地(12機駐機可能)	所属基地又は被災地外空港	八尾空港	なし
	⑤ 要請及び指揮(命令)系統	災害対策本部→各機関 航空運用調整班→HB指揮者→各応援機	府警対策本部→航空隊長→各応援機	府知事→第7普通科連隊長→第3師団長 又は 府知事→第4施設団長→第3師団長		府知事→舞鶴地方総監→第23航空隊	府災害対策本部からの要請→八本部→所属機	近畿地方整備局災害対策本部からの命令	災害対策本部→航空運用調整班→ドクターヘリ調整部→ドクヘリ本部(阪大病院)
	⑥ ミッション優先度(地震を想定)	火災の情報収集→被害全容把握→消火、救助、救急、物資人員搬送、広報	被害実態把握→救助→物資人員搬送	情報収集→人命救助→輸送	人命救助→輸送	情報収集→捜索救難→避難支援→輸送等	情報収集→人命救助→輸送	情報収集	傷病者救命・救護。搬送 DMAT隊員の輸送
	⑦ 活動結果の報告	様式でHB指揮者が調整本部、災対本部(航空運用調整班)、消防庁へ報告	航空隊長が府警対策本部(警備部)へ逐一報告	航空部隊→第3師団司令部→第7普通科連隊・第4施設団→京都府		第23航空隊→舞鶴地方総監部→京都府	活動機体→八本部→府災害対策本部リエゾン→府災害対策本部	搭乗員が逐次、災害対策本部へ報告	ドクヘリ本部→ドクヘリ調整部→航空運用調整班(※調整中)
	⑧ 燃料補給体制	京都消防HP10,000L給取、ドラム缶燃料を業者へ依頼	京都府HP 12,000L給取	八尾駐屯地において給油 JP-4	美保分屯地において給油 JP-4	舞鶴航空基地(海自航空基地)、艦艇において給油(JP-5)	所属基地又は被災地外空港において業者依頼、一部船上での補給	八尾空港において給油	各基地病院及び八尾空港において給油

調整ヘリコプター運航予定(実績)表

運航予定(月日)

※予定及び予定通りの実績:黒 実績での修正:赤

ヘリコプター区分		00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
機関名	陸自																								
機種	UH-1J																								
コールサイン	ハンター01																								
使用ヘリベース	八尾駐屯地																								
事案番号	20110311 0001																								
1 17 13 10 現在活動状況																									
八尾駐屯地帰投待機中																									
機関名																									
機種																									
コールサイン																									
使用ヘリベース																									
事案番号																									
現在活動状況																									
機関名																									
機種																									
コールサイン																									
使用ヘリベース																									
事案番号																									
現在活動状況																									
機関名																									
機種																									
コールサイン																									
使用ヘリベース																									
事案番号																									
現在活動状況																									
機関名																									
機種																									
コールサイン																									
使用ヘリベース																									
事案番号																									
現在活動状況																									
機関名																									
機種																									
コールサイン																									
使用ヘリベース																									
事案番号																									
現在活動状況																									
機関名																									
機種																									
コールサイン																									
使用ヘリベース																									
事案番号																									
現在活動状況																									
機関名																									
機種																									
コールサイン																									
使用ヘリベース																									
事案番号																									
現在活動状況																									

サンプル

0930 京都市上鳥羽付近救助 1000(赤字)
 1130 京都市伏見付近救助 1300
 1500 京都市伏見付近救助 1430(赤字)

八尾駐屯地 八尾駐屯地(給油) 八尾駐屯地

活動日誌

東日本大震災

〇〇県

事案番号	航空隊名称	機体名称	機番	活動人員								活動内容	出勤		帰投		活動概要	備考
				計	P	M	R	A	Q	C	他		場所	時間	場所	時間		
20110311 0001	岡山県	きび	JA119Y	6	1	2	2		1			情報収集 (ヘリテレ)	FB グラン ディ21	13:50	HB	15:20	合同庁舎2号館屋上よりホイスト救助男3名女2名救出	
20110311 0002																		
20110311 0003																		
20110311 0004																		
20110311 0005																		
20110311 0006																		
20110311 0007																		
20110311 0008																		
20110311 0009																		
20110311 0010																		
20110311 0011																		
20110311 0012																		
20110311 0013																		
20110311 0014																		
20110311 0015																		

※ P 操縦士 ・ M 整備士 ・ R 救助員 ・ A 救急員 ・ Q 救命士 ・ C 指揮支援隊員

別紙第13（第6条2項関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

府政記者クラブ各報道機関 御中

京都府危機管理監

報道ヘリコプターによる取材に対する要請について（依頼）

〇〇〇（災害名）により京都府内で大きな被害が出ており、〇〇市上空では救援機関の多数のヘリコプターが救助活動を実施しています。

救助活動を優先するとともに飛行の安全を確保するため、各報道機関のヘリコプターによる取材について、下記のとおり要請します。

記

1 要請内容（例）

〇〇市上空における取材に当たっては、〇〇ft以上で飛行すること
〇〇市上空からの取材については、以下3の期間は見合わせることに

2 対象空域

〇〇市

3 要請に係る期間

本日から当面の間

（若しくは）

〇月〇日 HH：00からHH：00までの間

4 要請理由

救援機関のヘリコプターによる救助活動を実施しているため

（若しくは）

サイレントタイム（地上において不明者の捜索を行うためヘリコプター等の騒音を排除する時間）を設定するため

担当

京都府災害対策本部航空運用調整班 〇〇〇〇

電話：075-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX：075-〇〇〇-〇〇〇〇

E-mail：〇〇〇〇@pref.kyoto.lg.jp